平成２４年（フ）第５０３７号
大阪府東大阪市寿町１丁目１番６号
債務者　林　　守宏
1　決定年月日時　平成24年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４０１号
大阪府阪南市石田600番地の６の11棟506号、前住所大阪府阪南市舞３丁目７番６号
債務者　渡邊　康夫
1　決定年月日時　平成24年９月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月14日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第４２８号
大阪府泉南郡岬町淡輪3805番地の33
債務者　大野　健治
1　決定年月日時　平成24年９月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月14日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第４２９号
大阪府泉南郡岬町淡輪3805番地の38
債務者　大野久美子
1　決定年月日時　平成24年９月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月14日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第４６３号
大阪府和泉市池上町285番地の２エステートピアＳＡＲＡ203号室
債務者　竹本　真也
1　決定年月日時　平成24年９月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月14日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第４６４号
大阪府泉南市信達大苗代62番地泉南一丘団地14棟404号
債務者　小田嶋美紀
1　決定年月日時　平成24年９月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月14日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第４６６号
大阪府泉南郡熊取町野田３丁目2066番地の３－２－102
債務者　中道　里奈（旧姓田原）
1　決定年月日時　平成24年９月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月14日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第４６７号
大阪府泉大津市虫取町２丁目２番２－201号
債務者　畠中　研吾
1　決定年月日時　平成24年９月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月14日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第４６８号
大阪府泉大津市虫取町２丁目２番２－201号
債務者　畠中ひろみ
1　決定年月日時　平成24年９月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月14日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第４７２号
大阪府泉佐野市湊３丁目17番２号
債務者　尾﨑　英子
1　決定年月日時　平成24年９月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月14日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第２９９号
奈良市左京２丁目２番地の227　14―204
債務者　北　　薫
1　決定年月日時　平成24年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月14日まで
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第３０３号
奈良県天理市西井戸堂町429番地13
債務者　鬼工房いそにしこと　石西　宏行
1　決定年月日時　平成24年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月14日まで
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第２４０号
香川県丸亀市綾歌町栗熊東1662番地１
債務者　今田多嘉子（旧姓村尾）
1　決定年月日時　平成24年９月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月14日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２４年（フ）第２９０号
岐阜県各務原市那加楠町67番地上村荘２号
債務者　西嶋　幸子
1　決定年月日時　平成24年９月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月16日まで
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第１５２２号
名古屋市緑区鳴海町字古鳴海119番地の５
債務者　長谷川誠二
1　決定年月日時　平成24年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第６０３号
神戸市兵庫区五宮町４番10号　平野ハイツ501号
債務者　井原　真広
1　決定年月日時　平成24年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月16日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第６４２号
神戸市垂水区青山台５丁目５番２―102号
債務者　橋本　和廣
1　決定年月日時　平成24年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月16日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第６８６号
兵庫県西宮市今在家町２番25―901号、従前の住所兵庫県芦屋市大原町28番13号
債務者　竹口　　滋
1　決定年月日時　平成24年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月16日まで
神戸地方裁判所第３民事部